

## 救助実施市の指定基準（たたき台）について

### 1 救助実施市となる市（指定都市）と都道府県の調整・連携体制

- 都道府県と協議・調整体制が整備されていること。  
(定期的な連絡会議や発災時に県災害対策本部の中で連絡調整ができること等をマニュアル化すること。)
- 事前に都道府県が策定する地域防災計画あるいは取決め（協定）等に基づく物資配分計画の下で、市が救助実施する体制があること。
- 発災後に被害状況に応じて、都道府県の調整の下で、事前に定めた物資配分計画を修正できる体制があること。

### 2 一定の組織体制

- 市が都道府県と連携しつつ、災害救助法実務遂行ができる組織または職員を有すること。

### 3 一定の財政基盤

- 事務処理に当たり、都道府県が負担すべきとされている経費を負担できる財政力があること。

### 4 関係機関との調整

- 国の機関（地方整備局、地方運輸局等）と協定等に基づき、連携体制がとれること。
- 都道府県の広域調整の下で、業界団体（土木建築工事、不動産、輸送関係機関等）と協定等に基づき、連携体制がとれること。

※ 当面の間は、指定都市に限るものとする。